

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社レディ薬局 愛媛県松山市南江戸4丁目3番37号ほか

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ・くすりのレディ扇町店  
高松市扇町2丁目360番2ほか

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前 コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ

変更後 コープ扇町・ふとんとギフトのカネチ・くすりのレディ扇町店

(4) 変更年月日

平成19年2月22日

(5) 変更理由

施設全体計画の見直しを行い、三棟一体の施設としたため。

#### 2 届出年月日

平成19年4月20日

#### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

(2) 縦覧期間

平成19年5月7日（月曜日）から同年9月7日（金曜日）まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日

から4月以内（平成19年9月7日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高

松市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

(1) 記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ